

# 大崎市立古川西小中学校 部活動指導について

## 1 ねらい

- (1) 集団の規律を守り、協調性を高め、礼儀を大切にし、それらの習慣化を図る。
- (2) 部活動と学習の両立を目指し、心と体を鍛え、より良い人間を育成する。
- (3) 体力の増進及び技能の向上を図る。

## 2 方針

部活動は、学校管理下にある重要な教育活動の一環である。学校教育目標を達成するために意図的・計画的に年間を通して行わなければならない。

\* 年間計画を作成する際には、次の点に留意する。

- ・年間を通し、生徒が自主的・自発的に活動できること。
- ・生徒の日常生活をよく把握し、学業との関連に十分留意し規則正しく行えること。
- ・好ましい人間関係が保たれ、礼儀・協力・責任などのねらいが達成されること。
- ・顧問や他の教職員及び外部コーチ、家庭との連絡が密にとられていること。
- ・基礎体力の向上を図るため、基本メニューや筋力トレーニングを積極的に取り入れること。

## 3 設置部

- (1) 運動部      野 球   バスケットボール (男)   ソフトテニス (男・女)   卓 球 (男・女)  
                 剣 道   バレーボール (男・女)
- (2) 文化部      吹奏楽                      総合文化

## 4 活動について

### (1) 活動日と完全下校時刻

① 活動は定められた時間内（16：40まで）で計画的に行い、後片付けを確実に行う。  
ハイ シーズンは17：30まで延長可能とする。

### ② 活動時間の延長・朝練習について

事情によって定められた活動時間外に活動を希望する場合は、『保護者の了解』を得て『活動延長許可・朝練習許可願』を提出し、校長の承認を得る。

### ③ 土曜日、日曜日、祝日の部活動について

部活動申請用紙（『教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿』）に記入して原則木曜日までに提出し、校長の承認を得て活動する。

### ④ 試合、コンクール等への参加について

公式試合、練習試合、コンクール等に参加する場合、部活動申請用紙（『教員特殊業務手当台帳兼支給整理簿』）に必要事項を記入し、大会要項を添付して提出し、校長の承認を得て参加する。その際、必ず顧問教師が引率する。校外の活動においても学校のルールを遵守するように指導をする。

### (2) 活動日の制限について（合同チームでの活動も同様とする）

- ① 定期テストの5日前からテスト日までを部活動休止期間とする。
- ② 健康面、安全面などで活動中止を判断したとき。
- ③ 職員会議及び教員全員の出張日となるとき。（出張がある顧問の部は原則休止とする。）
- ④ 学級の日が設定されている日。

- ⑤ 土曜日、日曜日の部活動はどちらかを原則休止とする。
- ⑥ 入学式、卒業式、修了式の日。
- ⑦ 公立高等学校の合格発表の日は休止とする。
- ※ 長期休業時は部長が活動開始と終了の報告を必ず日直の先生に行う。また、登下校は制服もしくは学校のジャージとする。（チーム指定の練習着可）

## 5 入部・転部について

### (1) 入部について

- ① 部活動紹介は、対面式の部活動紹介で行う。
- ② 部活動紹介後、部活動見学及び体験活動に参加する。
  - \*ただし、部活動見学及び体験活動時間は16:30までとする。
  - \*体験活動の際の内容は、6年生の体力考慮と安全に十分配慮すること。
- ③ 正式入部は、『入部届』を顧問に提出した後の部活動集会からとする。
  - \*正式入部においては、3年間継続できる部を考慮して決定する。
  - \*入部届は、6年生のみ対象とする。1～3年生については、現在の部に継続して所属する。
- ④ 仮入部日を設け、仮入部届を提出した生徒については部活動の練習への参加を認める。
  - \*仮入部をした生徒についても活動時間は17:00までとする。
  - \*授業に影響が見られる場合は全体の体験活動を中止させ見学のみとする。

### (2) 転部について

- ① 原則として転部は認めない。
  - \*身体的な理由や学習面への影響などやむを得ない理由の場合はその限りではない。
- ② 転部の流れ
  - 1) 担任と所属部の顧問がそれぞれ本人と面談し、担任から転部届をもらう。
    - ※保護者との相談・確認も十分に行う。
  - 2) 本人が転部届に理由を記し、保護者のサインをもらう。
  - 3) 本人が転部届を所属部の顧問に直接提出し、承諾を得る。
  - 4) 本人が転部先の顧問に転部届を直接提出し、承諾を得る。
  - 5) 必要事項の記入された転部届を学級担任に提出し、意思の最終確認をする。
  - 6) 学級担任が必要事項の記入された転部届を部活動担当者に提出する。

## 6 部活動休部・廃部について

部員が少なく、市新人大会（前年度）と市中総体に出場できなかった場合や、吹奏楽コンクール地区予選に出場できなかった場合は、部活動検討委員会を実施し、次年度の活動（廃部、合同等）について検討する。ただし、総合文化部については、運動の苦手な生徒や健康上運動等が制限される生徒がいた場合の受け皿としてその限りではない。

### ※ 個人種目がある部活動の場合

団体戦に出場できなくても、個人戦に出場できる場合は上記の内容には該当しない。

### ※ 中総体や新人大会に出場ができなくなった場合

学校長の許可のもと、顧問・部活動担当と残された部員及びその保護者との話し合いを持ち、練習の継続を行うか他の部への転部を行うかを決定する。

### ※ 合同チームで中総体と新人大会に出場した場合

単独での大会出場とはみなさず、出場回数に含まないため、上記の通りとする。

## 7 部活動の約束

- ① 3年間継続できる部活に入部する。(原則として転部は認めない。)
- ② 授業への影響(居眠りや宿題等の未提出)が見られる場合は活動を中止する。  
※保健室で休んだり、体育を見学したりしたときも活動は認めない。
- ③ 部活動の開始と終了のあいさつをしっかりと行う。
- ④ 欠席・早退・遅刻の時には、事前に顧問の先生に必ず連絡をする。
- ⑤ 用具の管理や後片付け清掃をしっかりと行う。
- ⑥ 完全下校時刻を必ず守る。  
※クーリングダウン・後片付け(清掃)も含め、完全下校時刻に間に合うように活動を終了すること。
- ⑦ 活動がないときは速やかに下校する。部活動が早く(完全下校時刻前)終了した際も同様とする。

## 8 年間活動予定

時期	活動内容
4月上旬 ～中旬	対面式(新入生への部活動紹介) 部活動見学・体験開始(希望生徒のみ仮入部・活動開始)
4月下旬 5月下旬	部活動集会(顧問・部員の顔合わせ, 年間目標・年間活動計画の決定等) 大崎市中学校総合体育大会壮行式 大崎市中学校総合体育大会(7月県大会, 8月東北・全国大会)
7月下旬	吹奏楽コンクール地区大会
9月下旬	大崎市中学校新人体育大会壮行式, 大崎市中学校新人体育大会
11月上旬	アンサンブルコンテスト地区大会
12月中旬	※その他各種大会, コンクール等が実施されている。
1月中旬	6年生体験入部

## I 「大崎市立古川西小中学校部活動」基本方針

『宮城県部活動での指導ガイドライン』（以下「県ガイドライン」）、『大崎市部活動ガイドライン』（以下「市ガイドライン」）の趣旨を踏まえるとともに、その取り扱いについても基本的に「県ガイドライン」、「市ガイドライン」に準じるものとする。文化部活動もその対象となる。

## II 活動計画の作成について

(1) 顧問は、本校「部活動ガイドライン」に基づき、各部の部活動の方針、毎月の活動計画や年間

の活動計画及び活動実績を作成する。

※書式は、県スポーツ課の書式に準ずる。（部活動休養日設定確認表、月間計画）

(2) 顧問は、作成した活動計画について、目標とする主な大会や休養日の設定の方針等を、保護者、外部指導者等に説明し、理解を求めるようにする。

(3) 校長は、部活動の活動方針及び活動計画等を学校のホームページや学校だより等への掲載により公表することとする。

(4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒や教師の負担が過度とならないよう、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

## III 適切な休養日及び活動時間等の設定

(1) 学期中の休養日の設定については、週当たり2日以上休養日を設けるようにする。平日は少なく

とも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるようにする。

(2) 長期休業中の休養日の設定については、週休日を休養日とする。週休日に大会やコンクール、練習

試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるようにする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。

(3) 1日の活動については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は

3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにする。

(4) 朝練習については原則禁止とする。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。

(5) ハイシーズンの考え方については次のとおりとする。

年間をとおして様々な大会があり、中学校総合体育大会や新人大会、各種コンクールなど目標とする大会で生徒が十分に力を発揮するためには、集中して技能を強化する時期が必要となる場合もある。

このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めるようにする。

運動部のハイシーズンは、前期開始後から市中総体、夏季休業明けから市新人大会までとする。

吹奏楽部については、6月から吹奏楽コンクール栗原・大崎地区大会、11月からアンサンブルコンテスト大崎地区大会までとする。

## IV 指導・運営に係る体制の構築

### 1 指導体制の構築

(1) 校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

(2) 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌

や、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う。

### 2 研修の充実

(1) 校長は、顧問や外部指導者等が部活動指導の模範になるとともに、協力をもらう人材との円滑な連

携が図られるように、適宜校内での部活動指導に関する研修を行うようにする。

(2) 校長は、外部指導者等の任用に関し、部活動の実態及び顧問が作成した指導計画の内容を踏まえ

る  
ものとする。また、校長は定期的な自己点検を実施する。

#### V 今後の研究事項

- (1) 部活動については、関係団体・地域との連携の在り方を検討していく。
- (2) 少子化に伴う学校単独での部活動の在り方についても、検討が必要である。